

令和6年度 第2回貝塚市立公民館運営審議会 会議録

令和6年8月20日（火）午後1時30分～
貝塚市立中央公民館 講座室3

出席委員：萩原委員 黒井委員 文野委員 大島委員 山本委員 高山委員 井上委員
久禮委員

欠席委員：中村委員 西田委員

事務局：甲斐中央公民館長 小西浜手地区公民館長 井川山手地区公民館長
上野中央公民館館長補佐 小野中央公民館主査

中央公民館長：ただ今から、令和6年度第2回貝塚市立公民館運営審議会を開会いたします。なお、時間の関係上、審議会の根拠等の説明は省略させていただきます。ご了承ください。

まず、本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては事前送付しているものを持参していただくようご依頼申し上げます。事前送付しました資料は、「令和6年度第1回貝塚市立公民館運営審議会会議録(案)」、3館の令和6年度事業予定表(10月～12月)、「貝塚市における社会教育職員制度の変遷」(村田和子氏)、地域生涯学習の組織化(山本健慈氏・村田和子氏)、社会教育関連データ、貝塚市第4次地域福祉計画(概要版)、貝塚市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(概要版)、貝塚市人口・高齢化率(グラフ付き)、孤独・孤立対策重点計画(公民館)に関する意見の9点でございます。

また、当日配布資料として、中央公民館の事業関係書面6部、浜手地区公民館の事業関係書面3部、山手地区公民館の事業関係書面3部をお配りしていますのでご確認ねがいます。それから、本日この後の審議の方で使わせていただきます「貝塚市立公民館運営審議会 諮問項目審議の方向性(萩原作成メモ)」と書いた二枚一組のものを配布させていただいておりますが、このことにつきましては、後ほど萩原委員長よりご説明いただけることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、後ほどご説明させていただきますが、近畿公民館大会の関係で会場までの経路図と会場の集合場所ということでこちらの1枚物の図面の方をお配りさせていただいております。以上が配布資料です。

本日の会議は、現在10名の委員中、8名と過半数以上の出席となっています。よって、審議会規則第3条第2項により審議会は成立しております。なお、欠席は、中村委員、西田委員です。また、事務局では藤原部長が、本身体調不良のため欠席となっています。

本日の議事・案件の進行につきましては、審議会規則第3条第1項により、委員長が議長となりますので、委員長に会議の進行をお願いいたします。

では、委員長、よろしくお願いいたします。

●案件 1. 令和 6 年度第 1 回貝塚市立公民館運営審議会会議録について

委員長：改めましてこんにちは。本日は案件が 3 つございまして、諮問事項につきましては、皆様からご意見を賜ることになりますのでご発言いただきたいと思います。では、案件 1 「令和 6 年度第 1 回審議会の会議録」について事務局から説明願います。

中央公民館長：それでは、案件 1 についてご説明させていただきます。前回 6 月 4 日に開催されました「令和 6 年度 第 1 回貝塚市立公民館運営審議会」の会議録を事前送付させていただいているものにつきまして、ご確認いただき、お気づきの点などございましたらこの場でご意見をお願いいたします。

委員長：今回かなりページ数があるものでしたので、事前送付でご覧いただいたかと思いますが、時間を置くのももったいないかと思っておりますので、今の時点で修正やご意見がございましたらお願いします。

副委員長：特にありません。11 ページの東京の羽根木というところがあるのかと思いましたが、ちゃんとありましたね。内容については何もありません。

委員長：もし何かこの会議の中で何かお気づきのことがありましたらまた最後でも結構ですし、家に帰った後もう一度読んでいただいて、「どうしてもこの部分が」ということがありましたらお寄せいただきましたら、事務局と相談させていただいて最終的に判断したいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。今特にご意見がなければ次の案件に進ませていただきます。

●案件 2. 「公民館運営審議会への諮問」について

委員長：では、次の案件 2 「公民館運営審議会への諮問」について事務局から説明願います。

中央公民館長：それでは案件 2 「公民館運営審議会への諮問」についてですが、審議の流れについてご説明いたします。

まず、委員長より本日配布資料としてお配りさせていただいておりますが、前回まで審議していただきました「諮問事項 1 貝塚市の公民館活動の再評価について」の議論を総括的に話していただきまして、続けてこれからご審議していただく「諮問事項 2 貝塚市の公民館活動の新たなあり方について」の議論の方向性について、たたき台としてお示しいただくということでお話いただきたいと思います。

その後事務局の職員を含めまして、2 班に分かれてグループトークという形で意見交換を行いたいと思います。班分けにつきましては、後ほどご説明させていただきます。説明は以上です。

委員長：この間、事務局とも何回か話をさせていただいて、非常に審議の時間も限られ

ていますし、どこかの段階で方向性について、私の方でメモ的なたたき台を作成させていただくのが良いかなという話になりまして、今回は今までの議論をまとめたものと今後の話の論点をまとめたものを出させていただきました。それが先ほどご説明いただきました表裏2枚の右肩に8月20日と書いているものになります。こちらをご覧くださいませでしょうか。これは勝手に私の方で作ったものなので、これについては皆さんからご意見をいただいてまとめていきたいと思います。

2つに分かれております。1ページから2ページの裏側の上のところまでがこの間をずっとガラクタクラブさんなどにご参加いただいて審議してまいりました「貝塚市公民館活動の再評価について」となります。

こちらは3つの項目を立てているのですが、「公民館活動の特色」、「活動を支えてきた体制」、「公民館活動の現状・課題」ということで、課題的なものも出させていただいています。

それから2ページからが長いのですが、今後話をさせていただく「諮問事項2. 公民館活動の新たなあり方について」というところですね。

これは事務局とも何度もお話させていただいて、5つくらい論点をあげています。

1点目が「職員体制」。特に新たな専門職体制のあり方ということについては、この審議会として何らかの意見はまとめておく必要があるということが1点あります。

2ページの下から2つ目の項目ですけど、これは「公民館の新たな活用方策」です。公民館活動を貝塚市の行政の中で新たに位置づけていただけないかという、公民館活動をさらに振興するための新たな視点について2点目にあげています。

それから3ページの上から1/3のところ、「高齢者が集まる場としての公民館のあり方」です。最初の方でも謳っていますが、公民館の現状の課題として、高齢化や利用者の固定化と言われますけれども、逆にこれだけ高齢者の方が集まって生き生きと活動されている場というのは他にない。このことは、むしろ高齢化がどんどん進行していく中ではプラスとして捉えるべきではないかということで、一つの論点として3点目にとりあげています。

それから3ページの下のところですね、これはこの公民館運営審議会ではあまり話が出ていないのですが、学校の現在の部活動の地域移行あるいはコミュニティスクールに向けた地域学校協働活動が現在の文教政策の1つの大きな目玉となっていますので、これについては積極的に関わっていく必要があるということが4点目です。

最後4ページ、上から1/3のところ、これはしばしば公民館運営審議会でもあがっていますが、新しいツール（オンライン・バーチャル）の活用もこれからの公民館活動を考えるうえでは欠かせないだろうということで5点目にあげています。

これ以外にもあるかと思いますので、また何かございましたら後ほどご意見をお聞かせいただければと思います。

以上がこのメモの骨子です。では1ページから簡単に説明していきます。

まず、公民館の特色ということでガラクタクラブや子育てネットワークの方に来ていただいて色々お話を聞かせていただきました。貝塚市の公民館活動の特色として、非常に長く継続して行っている活動があるということ、これをもう一度見直さないと

いけないと思います。それから公民館職員も一体となって色々な課題に対する共同学習を進め、そこから実践する団体が生まれてきたということが、全国的にも高く評価されているポイントだと思います。

ということで、公民館の特色ということで3つあげたのですが、3つ目の最後に記載しているように、持続的・発展的な学習活動、実践活動と、長いスパンを見据え、取り組まれてきた学習・活動支援こそが、貝塚市の公民館の何よりの特色であるというのが、これまで議論してきたなかで感じていることになります。

2つめとして、公民館運営審議会としては、公民館活動の再評価をすることはもちろんですが、それ以上にそれがどのようにして継続してきたか、活動を支えてきた裏側にあるもの、体制についてしっかり再評価する必要があると思います。ここは、送っていただいた参考資料にあるように、村田和子先生、山本健慈先生が論文に書いておられたところです。そのことを踏まえながら、私の方で考えをまとめさせていただきました。

1つは、活動を支える体制として専門職制度の確立に向けた動きをしてきて、それが一定文面（要綱）として残されているということです。それに基づいて、各館の主事という専門職の発令に結びついていることがあります。その職員がいろいろな市民のニーズを汲み取りながら、活動を支えてきたことが先ほどの公民館の特色となってきたといえます。しかし1ページの下にありますように、これが非常に危機的な状況になってきたのが、ここ20年、30年です。やはり人員削減やあるいは民間への移行、いろいろな外部の評価や変化があって正規職員の配置がなかなか難しいという状況になっています。結果的にはそれを補う形で、現在の会計年度任用職員を市民リーダーから採用して、その方が正規職員の煩雑な業務を補完する形で公民館活動を進めているのが現状だといえます。これは一定評価するべき点ではありますが、正規職員を張り付けていくという本来の趣旨からすると逸脱しています。

2ページが一番上にありますように、そういう再評価するべき点は大きくありますが、残念ながらやはり公民館運営審議会でもしばしば話題になりますように、参加者やサークルの固定化、高齢化が進んでいて、かつて活発に共同学習活動が目指されていたところから見ると先細り感は否めないことになっています。

以上がこれまでの「公民館の再評価」ということでまとめたものになります。

続いて諮問事項2ですが、こちらは当然再評価にも関わってくるものになります。あまり踏み込んでもとも思いますが、たたき台としては踏み込んでおいた方が良くない、少し長めに書いています。

「職員体制」としては、これまでの正規職員を配置するという理想を捨てるべきではないと思いますので、それを踏まえた上で、しかし現状は会計年度任用職員の採用というところが精一杯なので、そこをしっかりと維持した上で活動をしていく必要があるということです。

2番目の「公民館への新採職員の配属」ということは真新しく、これまでにない視点だと思います。現在、公民館へ異動になってきた方と話をすると、こんなに市民と近く話をするところはなかった、あるいは自分がやってきたことを話すと喜ばれたと

伺ったことがあって、逆にそういったことを上手く活かせないかということです。

現在、いろんな市役所が直面する課題を解決するために、市民との協働ということがどの分野でも謳われていますが、実際市民との協働を進めようと思っても、そのノウハウがあるのは公民館ぐらいではないかと思います。公民館にはいろんな経験やノウハウの蓄積があって実際に市民の方がここに来て事務所にいろんなことを訴えに行かれたりするわけで、そこはむしろ職員を鍛える場として使えないかということです。

例えば、新採の職員は必ず一旦公民館に配属されて、そこでいろんな経験を積んだ上で次の部局へ行く、管理職に上がる前は一旦体験をするというようなことです。

これまで正規職員を採用するということを前提としてきましたので、あまりそういったことを考えてこなかったのですが、むしろ異動が当たり前という中で公民館をどのように上手く使っていくのかということを、新たな視点としていくことが必要ではないかと考えました。

3 ページの上から 2 つ目にあるように、「新規採用をはじめとする職員が、必ず一度は公民館で勤務することが制度化できないであろうか。市民との対話、市民協働の現場であり、学習活動・実践活動が芽生える土壌である公民館の価値を、これまでにない方法で活かすことができる」と考えられる」としています。

続いて、「高齢者が集まる場としての公民館」について、これは市の福祉計画やあるいは参考資料として使われている孤独・孤立対策ということで、新たな取組みの中でも高齢者の孤立化、あるいは高齢者以外の若い世代の孤立化・孤独化についてもいろんな動きが考えられているところです。しかし残念ながら、福祉や社会保障のケアはターゲットが絞られていて、そこからこぼれ落ちたり、隙間に位置していたりする人は多くいます。あるいは福祉的ケアに対する拒否反応（スティグマ）、自分自身がそういう烙印を押されることへの抵抗感などがあって、なかなかアプローチに近寄って来ないということがあります。その面についても公民館での人とのつながりの中で何らか手が差し伸べれるのではないかとという提案です。3 つ目のところにあるように、「地域社会のネットワークの核になっている」、「毎日たくさん的高齢者が来て生き生きと活動し、職員と交流もある」、「高齢者の学習活動や慈善活動のプラットフォームになっている公民館」をもう一度再認識していろいろなところへ繋げていく必要があると提案しています。

4 番目に、「学校部活動の地域移行について」ということです。これは今後、具体的な動きがあると思うのですが、文化部のクラブについては、特に受け皿となる地域の団体に非常に苦慮している状況です。どんなところでも任せられるかというと、学校はその点は非常に慎重で、公的な網にかかっているとか誰かのお墨付きの団体でないとなかなか任せにくいということがあります。実際に地域の部活動移行の会議に出ると「何らかの根拠がほしい」と言われます。

公民館はその点でも、職員の方がそれぞれ活動されている団体と繋がっているわけですから、非常に活かしやすいということがあります。

もう 1 つ、4 ページの上から 2 つ目にあるように、すでに「北小学校ふれあいルー

ム」という形で学校との協働活動が貝塚市で積極的に行われてきているので、それを活かして地域学校協働活動へもっと深く関与していく必要があると考えられます。

最後は、新しいツールの活用です。これは黙っていてもおそらく進むと思うのですが、先ほどの地域との繋がりでいうと、対面や対話することの大切さを失う必要はないと思います。最後のまとめにもそういったことを書いていますが、そういったことを踏まえた上で新たなツール（オンライン・バーチャル）を積極的に利用していくことが今後の公民館活動に必要だろうと思っています。

以上説明しましたが、またお時間のある時に読んでいただいて、次回以降の会議で結構ですので、ご意見いただければと思います。

中央公民館長：それでは、グループトークに移っていただきます。

◎A班グループトーク

メンバー：萩原委員長、大畠委員、高山委員、井上委員

甲斐中央公民館長、小西浜手地区公民館長、小野中央公民館主査

中央公民館長：先ほど委員長から、「貝塚市の公民館活動の新たなあり方について」ということで、たたき台として、5点ほど方向性についてお示しいただきましたが、これに対するご意見でも良いですし、これに関わらず思うところを自由に発言していただいても結構です。

委員長：専門職の配置みたいなものは、実際貝塚の内部ではどう考えていますか。皆さんもう意識しなくなって、公民館だけが言ってることなのでしょうか。

中央公民館長：この辺の公民館の社会教育主事とか専門職の話になると、昔からにはなるのですが、例えば他部局にも技術職とか専門職がありますが、そういうところと比べると社会教育の専門性みたいなところは（本庁の人事や総務も含めて）受入れられにくいところが今まであるのかなと思います。

ただ、専門的な要素が何もないかという、公民館の業務というのは専門性が確かにあると思うので、そこをどう繋いでいくか、今まで公民館が蓄積してきた活動の実践というのを専門的な部分にどう繋いでいくかということが課題です。専門職採用というのは難しいですが、例えば大学で社会教育を学んできた学生を積極的に採用し、公民館に配属してもらうというようなことを考えてもらうというのも1つなのかなと思います。

今の人事制度の中では基本的にフォースパンという考え方がありまして、4年が異動の1つの目安になっています。昔みたいに名物館長というか長く公民館にいて熱心に公民館活動を行うというような職員はなかなか育ちにくい環境ではあるかと思いますが、今言いましたように、例えば大学で社会教育を学んだ人を積極的に採用していくという方法もあるかと思っています。

もうひとつは、本趣旨とは異なりますが、会計年度任用職員として、例えば公民館でずっと活動してきた、特に子育ての活動をしてきたメンバーというのは、年齢も比較的若い人が多いですし、熱心に公民館で活動されてきた人もいますので、そういう人を、不安定な雇用形態ではあるのですが、積極的に会計年度任用職員として採用して、公民館の今まで蓄積してきた実践というものを継承していくというのが、現実的なのかなというふうには思っています。

委員長：実は危惧していることは、あまり公民館運営審議会の前では言えないのですが、専門職を本当に0にして、「専門職はあまり意味がない」となると、次は人員整理ということが出てきます。

専門職がいる、専門性があるということであらうじて現在の公民館職員の数を維持できているのだと私は思います。もし専門性が別に問われないとなってしまった瞬間、次に人員整理が始まると思うんです。公民館にこれだけの人がいるのかとなると、おそらく多くの自治体に起こっているように、どの館も公民館職員1人とか2人みたいな、中央公民館長が山手や浜手の館長も兼ねて、各館に1人ずつ専任の職員がいてというような体制になってしまうのではないかと思います。

だからどこかで専門性が高い職員がいて、その人が公民館の活動を支えているんだと言い切っておかないと、次は人員整理、なんで公民館だけ小さい事務所に5人も6人も職員がいるんだといったことにおそくなるだろうと、他の市町村の状況を見ていて思います。

やはり貝塚市は明文化して専門職が必要だと文書まで残して、現在、会計年度任用職員という不安定な立場であっても一定の専門性が必要、経験を積んだ人が必要なんだといって、公民館活動ができていることは、他の自治体と比べて踏みとどまっているなと思っています。

ですので、そこを答申にしっかり書いて、意義をしっかり明記させておかないと、別に専門性というものがなければ、アルバイトの人が3人か4人いて部屋の管理だけして、市民が自由に活動しているのをサポートするだけで良いではないかということになっていくと思います。もちろん首長のお考えとかいろんなものがあると思いますが、専門性がなくなった瞬間に、これだけの人員が必要といった根拠がなくなる。館の管理・運営をするだけであれば、おそらく人員はどんどん削減されていくのではないかと。だからこそ、現在の専門職が必要だと、専門的な経験や知識がないと公民館の本当の運営ができないというふうに言わないといけないなと使命感として持っています。

その辺どうですか。皆さんやはり公民館に行かれて、長いことおられる方とか、何か言えばすぐ話がわかってくれて、主体的に動いてくださる職員がいないと、クラブ活動といってもいろんなことが出てくるじゃないですか、そういう場合に専門職員は必要ですよ。

委員：確かに居心地は良いという意味ではそう言えると思います。

委員：私は長い間公民館に出入りさせてもらっていますが、館長が誰で、館長補佐が誰で、職員が誰でということはわかります。しかしながら誰がどういう専門職でどのような専門性をもっているのか、社会教育としてどういう理念をもっているのかということについてはわかりません。ということは、先ほど委員長がおっしゃった職員が整理される時のひとつの根拠にされる可能性があると思います。

だからやはり市民の立場から見て、この人はどういう専門性をもって、自分がここで活動しているときにこういうことについてサポートなりアドバイスをしてくれると明確にわかるような職員体制にしていきたいと思います。ただ、館長と館長補佐と職員の名前だったらわかるということでは具合が悪いと思います。

それと別の話で、各課での専門性のことですが、障害福祉課という課があります。この課ではいろいろな法律が決められて、サービスが展開されているのですが、真剣にいろんな問題について相談するということになると、そこの課員に相談は受けられません。相談支援センターというものを設置しており、そちらに振られて専門的な相談をなささいということになっています。高齢者の介護保険の利用者にも同じようなことが起こっています。逆に言うと行政全体としては、ひとつの分野における専門的な職員というものが配置されてその人が専門的な相談を受けられて、あるいはアドバイスをするという体制がとれていない。行政として市長をはじめとして体制をとれる計画や考えがないのではないかと思います。

だから市長部局でも専門性というものをもった職員がおらず、障害福祉課でも2、3年ごとに職員が変わって、法律で定められたサービスをただ実施しているということだけになっています。

それが社会教育の分野にでも及んでこないかということがあるので、それを防ぐためにはやはり専門性が必要だと思います。専門性を期待して市民は公民館に来ているという雰囲気を醸成していかないと危ないのではないかと思います。

中央公民館長：関連することかわかりませんが、専門性が明確にわかるという意味では、本来社会教育主事の資格を持っている人がいるのですが、今はそれが積極的に任命されていないという現状があります。

社会教育部門における専門職要綱の中では、あくまで正規職員を専門職として任命することが前提とされています。村田和子先生はもともと貝塚市の職員で最初に専門職として採用された方ですが、その頃からそういったこだわりというか、あくまで正規職員への配置を前提にしてきました。

現在、職員で主事として任命されている人はいます。しかし例えば会計年度任用職員でしたら、社会教育の主事講習を受けて主事の有資格者はいますが、専門職要綱の考え方では、その人たちには主事の発令はしません。会計年度任用職員は社会教育主事を名乗れないままです。今後会計年度任用職員で主事発令ができるかわからないのですが、今の要綱の枠組みの中ではそういうことができないままです。その辺りは村田先生がどのようなお考えをもっておられるか、聞きたいところです。

委員長：今、〇〇委員から重要なご指摘があったと思います。専門職と言っているのはあくまで身内で言っているだけで、外から見たら誰が専門職なのか、その専門性とは何なのかということは全く見えていない。それはすごく大事なことで、あの人に言ったら社会教育のことを教えてくれるとか、クラブ活動で困っていると言ったら解決を援助してくれるといった信頼感があるといったことを目に見えてわかるようにしておかないといけないと思います。

例えば、簡単にできそうなことで言うと、社会教育主事有資格者のバッジを各館で作ってかけておく。サークルなどの学習活動で相談事があれば、まずその名札をつけている人に聞いてくださいみたいにしておくのです。そうすると、その人が解決できなければ、社会教育主事の横のつながりで他館の人が助けに来てくれるということもできるのではないのでしょうか。そのような専門の有資格者が各館で何人かいますということが市民にわかるようにしておくことも必要ではないかと思います。

普段の館の貸し借りについては誰に聞いても良いが、困ったことがあれば専門職に聞く。それでもわからなければ館長に聞くというように、この人が専門の人だとわかるようにしておく必要があると思います。

先ほど〇〇委員がおっしゃったように、福祉の分野だとそれが専門の相談センターみたいになっていて、誰にでもわかるようになっていますが、逆に言うと専門性はそこにしかなくて、市長部局では専門性を持っている人が実はいないと、二極化してしまっています。今、福祉の分野やいろんな分野で、そこがネックになっていて、実際に市民と協働するには、市民が一体どのような活動をしているかが、市長部局の職員にはわからないということになっています。実際は、相談センターに行けばわかりますが、そこと市長部局との繋がりが切れている状態になっているのです。

でも、公民館はそうではなくて、事務所にきちんと専門職として資格を持っている人がいるんだということが市民にもわかって、何か困ったときはその人に相談できるということは大事なことでないかと思います。

中央公民館長：目に見えて、ということですね。確かに主事はいるのですが、名札を見てもわかりません。あくまで、一般の事務職の職員という位置づけしかないわけです。

委員：公民館の専門職ということが何なのかいま一つわからないところがあります。公民館ではどのようなスキルが必要なのかがわかりません。

私は 10 年くらい公民館に来させてもらっています。ここでは職員さんが非常に親切で良い方ばかりだと思っているのですが、利用者にとって嬉しい職員というのは、専門性ではないのではないかと思います。

どれだけ親身になってくれるかなどそういうことは感じますが、この人は専門家かどうかということはあまり利用者として意識はしていません。どちらかというと人間性というところの方が大事だと思っています。例えば、どのような単位をとっているかということではないように思います。

委員長：確におっしゃるとおりです。

社会教育主事の資格をとる際に重要視されることは、コミュニケーションの能力ですが、別に科目としてあるわけではないんです。現在、大学で社会教育主事資格を得るには実習が必ず必修になっていて、教員と同じように実習に行かないと資格がとれないことになっています。実習の現場に行くと、やはり不適格な子はいるわけで、そこで資格が取れないことになっています。

その部分で専門性と言いながら何が専門性かわからないということは、ずっと言われています。

委員：どんな仕事でも同じだと思うのですが、専門家というところでは、職人のような仕事は別として、一般的な仕事においては本当の専門家というものはないのではないかと思います。何度も言いますが、それ以前の問題で、その「人となり」次第だと思います。

委員長：正直そのとおりだと思いますが、それを前面に言い切ってしまうと、誰でも良いのではとなってしまいます。そこがまた難しいところではあります。

委員：結局はかるものがないということですね。ということは何かそういうものを作らなければいけないということですかね。

委員長：その話でいうと、貝塚市が恵まれてきたのは、社会教育主事の専門職なり、公民館で長いこと働いてきた人が人間的にも優れた方が多くて、全国的なリーダーであったり、社会教育主事の運動のときも中心になっておられていたり、そういう人が繋がってきているために、専門職に対する信頼感が職員内部でもあるのではないかと思います。

そうでないと、専門職に対する信頼感が内部にないために、専門職の採用については最初から受けつけないのだろうと思います。

このように明文化した専門職要綱が残っているのは大阪府内でも貝塚市だけではないかと思います。

〇〇委員のおっしゃられたとおり、人間的に魅力があって市民の方と親身になって接してくれる方が、たまたま公民館の専門職として続いてきていた。実態はそういうことだと思いますが、それを大切にしていけると言い切らないと、おそらく今の時代だと根こそぎ専門職は無くなってしまうことになります。

委員：私もそうだと思うのですが、そういう人がいるところにはそういう人が集まってくると思うし、そういう人が育つと思うんですよ。

委員長：おっしゃることはすごくわかります。

体制の話ばかりしても、時間もないことですし、この間の会議の時に地域学校協働活動の話が出たと思いますが、その辺はどうですか。皆さんの地域でも地域学校活動推進委員の話が身近であったりしませんか。

中央公民館長：今、地域学校活動推進委員の配置が順次進められているところです。

ここでいうと、文野委員が葛城小学校の地域学校協働推進委員として活動されています。教育委員会ではコミュニティスクールと地域学校協働活動を推進しています。

委員長：その辺では、今後公民館と一緒にあっていく必要があると思いますね。貝塚市の場合は、公民館は3つありますが、中学校はいくつありますか。

中央公民館長：5つあります。1つは義務教育学校になりました。

委員長：公民館と中学校が強く結びつくのは浜手地区公民館くらいですか。

中央公民館長：そうですね。一つの地域の中で完結されているという意味では浜手地区公民館くらいだと思います。

委員長：そういうところだと、地域学校協働活動と公民館活動が自然に結びついていけるでしょうね。例えば、部活動の移行といったときも、中学校の吹奏楽部が例えば浜手地区公民館で活動するということなどはおそらく自然にできていくと思います。しかし、他の館は2つずつ中学校を抱えている形になるわけですか？

中央公民館長：ざっくり言うとそういうことになるかと思います。

委員長：そこはアプローチしていかないといけませんね。

中央公民館長：そうですね。どういう形で関わっていくのかということは、今イメージしにくいのですが、公民館としては、いろいろなクラブ活動が各々の学びや技術を習得されていると思います。そういったクラブ活動で培った学びや身につけた技術を活かして地域の子どもたちに向けて何かできないかというところで、地域学校協働活動の中で展開できればと思います。地域学校協働活動のなかで、子どもたちと関わることを通してその人自身が新たな生きがいを見出していくということに繋がっていく、例えば公民館で活動している人が異世代交流をしながら新たな生きがいを見出せる場になっていったら良いのかなと漠然と思っているところです。

委員長：北小学校のふれあいルームには何回か行ったことがあります。放課後の必修クラブみたいなものやっていて、高齢者の方が将棋を子どもに教えているとかお花を教えているといった現場に行ったことがあるのですが、そういう活動みたいなものが

もっと広がれば良いなと思います。北小学校は最近あまり話を聞かないので今も活動されているのかわからないのですが。

学校と一体になっていくということは、おそらく公民館が生き残っていくためには絶対必要で、それをあまり考えないで進んでいくと足元をすくわれてしまう可能性があると思います。だからそこは積極的にアプローチしていく必要があるし、公民館の側で中学校の担当館みたいなものを決めて、「何々中学校の部活はこの公民館が窓口になって、地域の公民館活動クラブ・サークルとつなぎます」とこちらから言っていないといけないと思います。待っているだけだと、スルーされて視野に入っていないまま他のところとの連携だけが進んでいってしまうことになりかねないと思います。

浜手地区公民館のように地区別で対応する学校がわかっていれば良いのですが、中央公民館と山手地区公民館は、貝塚市は地区制になっていないので、こちらから中学校別にアプローチしていないといけないと思います。

中央公民館長：現在、中央公民館でしたら第四中学校の地域学校協働の本部に入って、その会議には出ています。ただ実際その活動というのなかなか見えづらいと言いますか、情報交換の場でとどまっている感じがあります。具体的に何か動きをつくろうとまでいっているかどうか、これからではないかと思います。

委員長：縦割りになっているんでしょうね。部活動についてもスポーツ庁と文化庁が綱引きをしている状態になっているので、一括でうまくいかないところがあるのです。中学校の部活動が公民館活動と結びついていけるようなしかけづくりをしていく必要がありますね。

中央公民館長：学校の方もどれだけ真剣に考えているかというところがあります。

委員長：市によって状況は違うと思いますが、他市の会議に出るとスポーツの方が簡単だと言われます。スポーツ少年団があって、地域の実業団の野球チームとかクラブサッカーチームに依頼するといいます。あるいは地域包括スポーツクラブみたいなものができているところだと、そこの人に頼めば、どのような指導者がいるとか、レベルもわかるし、公的なところの繋がりがあるので安心だということです。しかし文化はそれが無い、窓口になるような大きな団体が全くなくてどうして良いかわからないと言われます。「公民館があるじゃないですか」と言っても、公民館と学校教育が全然話ができていないので、どんな人がいて、どんな活動をしているかがわからない状況です。

中央公民館長：参考のお話になるのですが、ひとつだけ具体的に話が進み始めている事案があります。中学校の合唱活動として、現在第一中学校のみ合唱部があるのですが、中央公民館では貝塚少年少女合唱団がありまして、その指導をされている方から、第

一中学校の合唱部を受け入れたいと話がありました。学校の方でも、合唱団にぜひとも受け入れてほしいと、相互の希望が一致して、その部分だけ話が進みかけています。ただ、他の文化系の活動については、例えば吹奏楽部を市の吹奏楽団で見てもらえないかという話はありませんでしたが、なかなか難しく話が進まないというのが現状です。

委員：吹奏楽団などは自分の練習をするのが大変で、なかなか人を教えるところまでは難しいと思います。

中央公民館長：公民館の関わりとしては、今はそういう状況です。

委員長：より積極的な関わりとしては、今利用している団体との調整があるとは思いますが、例えば、水曜日の学校の放課後の時間帯は中学校の部活動を受け入れる日にして部屋をあけてしまうということがあります。

言っているのは土日のことで、公民館は使用されているので難しいかもしれませんが、まずは指導者がいなくても、「空いている部屋があるので、そこに中学校の部活動に来てください」と話をするという方法があります。まず自分たちの活動の場所を使ってもらって、そのうち公民館で活動しているサークルと結びついていけるようなしかけをつくっていけば良いのではないのでしょうか。

現在、学校の部活動で困っていることは地域移行をするというときに、教員の仕事を増やさないということなので、合唱部などの部活動を学校から締め出してしまう、学校にその時間来ないようにしてしまうということがあります。そうすると活動の場所がないので、まずは「活動の場所だけでも公民館が提供します。公民館に来て自主練習をしてもらう場として使ってください」とアピールすれば良いのではないのでしょうか。指導者はもちろんその日は休みになるので、自分たちでできないことを公民館が手伝う、それこそ専門性のある公民館の社会教育主事有資格者が繋いで、指導できる人を紹介するということもあります。

委員：やはり子どもを教えるとなると、先生がこの人で良いのか、など難しい問題もあるのではないですか。

委員長：それは出てくるでしょうね。そういった時に、公民館の職員が間に入っていることによって一定それを保証することができると思います。誰でもではなく、公民館の職員がこの方だと大丈夫だという人を探すということです。

中央公民館長：「こういう人がいますよ」といった感じで、相談があればマッチングできる人を探すということですか。

委員：でもそうすると保護者の了承を得るとかいろいろな話が出てくるのではないですか。

か。

委員長：そういう話になるんですよ。その時に不安だから（地域移行）できないという話になる。それをやはり公民館なりが調整するなどしていく必要がありますね、ゆくゆくは地域の部活動指導人材のリストみたいなものを作って、それを公民館が持っているということも必要です。

委員：公民館のクラブなどみんな自己責任でしていることで、成人相手にないと今の活動はできないと思います。

委員長：活動保障のいろいろなシステムができてくると思います。そういった保険というものがおそらくできてくると思いますし、ゆくゆくはおそらく部活動指導員の資格みたいなものができてくると思います。今のところそのような話が出てきていないですが、とにかく安心できる人がどこにいるのかということですね。

委員：そうですね。

委員：浜手地区公民館では「ふれあいまつり」があって、一応それがクラブにとって発表の場になります。それは年1回しかないんですが各クラブによって出たいというクラブがあれば出てもらっています。クラブには将棋とか囲碁のクラブもあります。それを小中学校に結べるようにしてもらえれば、今、委員長がおっしゃったように水曜日の昼から来てもらって教えるということに繋がれると思います。年1回だけの発表ではもったいないので、クラブによっては自分たちの発表会をしたいという希望があれば使ってもらって、中学生の子たちがそれを見て交流できればと思います。もう少し子どもとふれあいの場を持ちたいなと思います。

委員長：学校に行くなど公民館と違う場で活動するのも良いかもしれませんね。まず学校の文化祭に参加するということが始まりなのかもしれませんね。

事務局：社会教育主事講習に関しては、現在浜手地区公民館の〇〇という職員が行ってくれています。社会教育課から予算が出ているのです。貝塚市として予算をしっかりとってっていて、社会教育関係課の中で社会教育主事講習に行く人を決めるのですが、最近でいえば、ほぼ100%の確率で公民館の職員が行っています。私たちも会計年度任用職員の人にもぜひ行ってくれと促しています。次回もどの人に行ってもらおうか決めています。そういう講習にどんどん行かせて社会教育主事の勉強をしてもらおうと考えています。

先ほど言っていたみたいに市民の人から見れば誰が主事か、誰がそうでないのかわからないとは思いますが、教育を受けることによって発する言葉が違ってくると思います。

市民が悩んでいることがあって何か繋げないといけないようなことがある場合は、自分は主事の資格を持っていないので経験をもとに話をしますが、主事の人は専門的な視野に基づいて方向性をもった話をするのでわかりやすいと思います。

職員が社会教育主事講習をどんどん受けに行くというのも、主事の資格は発令されてはいないのですが、教師の免許と同じで一応知識はあるわけですから、それについては、いずれの館でも資格を持っている人が多いということは、公民館として充実しているのではないかなと思います。

委員：何か手当がでるなどしてほしいなと思います。

委員長：バッジか何かを付けて、まずどれだけ社会教育主事がいるかわかるようにしていかないとイケませんね。

事務局：他力本願にはなりますが、公民館運営審議会から市へ答申する時に、社会教育主事発令はできないのかと訴えていくことはありだと思います。

委員長：お話を聞いてそう思いましたね。活用方策というか、市民の側から見て、専門職の方がこれだけいるということをわからない限り、どんなに専門職が必要と言ってもどこにいるのかということになります。

学校の先生であれば、みんな教員免許を持っているとわかっているんで、先生の方がそのまま専門職だと思うのですが、残念ながら特に公民館は全くそういうことがわからない。バッジか制服か腕章かそういうものを作っても良いかもしれませんね。

中央公民館長：誰がその専門性を持っているか、目に見えるものですね。

事務局：山手地区公民館に関しては、現場でいる女性職員は3人とも社会教育主事資格を持っていますからね。

中央公民館長：社会教育主事の発令をして、社会教育主事と名乗ってもらえるのが一番良いのではないかと思います。有資格者というだけでなく、それが一番わかりやすいことですね。

委員：なぜ会計年度任用職員の人は社会教育主事を名乗れないのでしょうかね。

中央公民館長：要綱を作った時の考え方に基づいています。

委員：明文化されているのですか。

委員長：法律上は正規職員でないといけないという前提になっているのではないでしよ

うか。

◎B班グループトーク

メンバー：黒井委員、山本委員、文野委員、久禮委員
井川山手地区公民館長、上野中央公民館館長補佐

事務局：それでは、このB班につきましては、私のほうで進行させていただきたいと思います。先ほど委員長から諮問に向けての方向性のお話があったと思いますので、そのお話を受けて、皆さんのご感想でもいいですし、お考えをいただけたらなと思います。

副委員長：委員長のお話を聞いて、私は委員になって4年になるのですが、今まで課題というか気になっていたことを端的に挙げてくれているなと思いました。いただいた資料の中の村田和子さんやほかの方の報告も読みましたが、現在、設置数が減りつつある公民館と増えている図書館、博物館などの施設と、どう違いがあるのかと思います。

私は、公民館はジャンル問わず全ての学びの場だと思っています。ただ、戦中戦後の記録などを見ると、社会で足らない部分を公民館でクリアしてきたというのがあって、戦後足らなかった部分がまかなえてきたから、公民館が縮小撤退していくというのは良くないと思うのです。損益や生産性を考えず、市民のニーズを考えると、公民館は絶対必要だと思います。

一方、全国的に調べると、新しく建て替えている公民館もありますね。ですから、公民館の必要性をどういうふうに伝えていくのか、難しいなと思います。

答申をどんな形で出すのか、イメージがわからないのですが、いずれにしても、ジャンルを問わず、学びの場の中心として公民館は市民にとって絶対必要だと思います。

委員：私も初めての委員ですので、これからどう話が進んでいくのか、わからないところがあるのですが、現在、諮問について審議してるわけですが、公民館運営審議会ですとまとめた案というのは市長に報告に行くことになるわけですか。

ここで立派な答申ができたとして、職員の配置や予算も、市がどう考えるかによって左右されることもありますよね。それでも、公民館の意義があるから何としても答申に応じてもらいたいということになるのでしょうか。

委員長が書かれていることは最もだと思うのですが、これをまとめてどうなるのかなと思っています。

事務局：そうですね、市長や議会に説明することになるかと思います。

皆さんにまとめていただいた意見が、今後の市政に反映してもらえるように説明するとともに、公民館としては委員のみなさんから答申を得ましたので、これに沿った形で進めていきますということを報告することになると思います。

委員 館長の方から説明することになるわけですね。今まではこういうふうな諮問答申を行ったときに実現したのでしょうか。

事務局：これまで何回か答申は受けており、そのつど職員にも共有して、答申に沿った形で活動していきましようとなっていたかと思います。

副委員長：やはり、「今の公民館は残さないといけない」と、納得させる答申を出していかないとだめですね。一般市民、8万人が見たときに納得してもらわなければ、どんなに良い答申をだしたところで、そこだけの話になってしまいます。

委員：市長にも納得してもらおう形にしていかないと、話し合っただけになってしまう。委託化についても反対していくことになりますよね。でもそれは全国的に見たら委託化を止めることは難しいですね。

事務局：そうですね。今、全国的に委託管理や施設統合を進めていこうという動きがありますけれども、貝塚市の公共施設マネジメント室は今のところそれは考えていないと聞いていますね。

委員や利用者から公民館は必要なんだという声が上がっていくことによって、市の考え方も変わっていくとは思いますが、公民館のあり方についてより良い方向に進むようにみなさんで考えていただけたらと思っています。

委員：私も今回初めて委員に入らせてもらったのですが、まず、自分が公民館へ行って活動させていただくときに、「こういう場所（公民館）がある」ということが大事なことだと思いました。

二つ目に、市民がしたいこと、学習的なこともあるし文化的なこともあるし体育的なこともあるし、いろんな市民の要求を公民館の職員が吸い上げていただければと思いました。

例えば、私は5、6人で漢字検定をやっているんですね。皆さんとてもよく頑張っていて、今準1級まで行ってるんです。皆さんが学習している姿を見ているとやはり元気が出ますし、さっき高齢化の話がありましたけど、漢字に限らず、自分の人生とか生き方とか趣味とか悩み事とかそういうものも含めて、その場所が私達の憩いの場所になっているのだと思います。

これからもこういう市民の要求とか願いとかいうものを公民館が拾い上げていただいて、指導していただく、または耳を傾けていただく、そんな場所になってくれると嬉しいなと、そんなふうに思いました。

委員：私も前回からの参加で今回2回目なのでわかっていないところもあるかと思いますが、貝塚に引っ越して公民館を利用するようになって思うのは、大阪府下の他市や、

他県の同世代の子育てしている人に聞くと、「(貝塚市立公民館のような) 自主的な活動ってというのがそもそもない」と言われます。「公的な場所にサービスを受けに行くことはあったとしても自主的なサークル活動とかはない。そんな活動があるなんてうらやましい」という感じのことを言われることが多いんです。

今まで当たり前だと思って、活動してるのが結構当たり前じゃないんだというのは個人的に感じています。

今お金を払ってサービスを受けに行く人が多い中で、ここの活動は無料であることが多いし、無料で文化活動や、学習もできるというのは絶対当たり前じゃないと思うし、公民館に来ている人たちはきっと満足していると思うので、そうしたところをもっとアピールしていてもいいのかなと思いました。

委員：この答申はいつ出すのですか。

事務局：今年度末、3月ですね。去年は諮問事項1 公民館の再評価についてということで、貝塚市立公民館の「いいこと探し」について話し合ってきました。今後は諮問事項2 貝塚市の公民館活動の新たなあり方についてということで、貝塚市立公民館の良いところを評価した上で、今後今まではそれで良いとされてきた事柄について、新たな社会的な課題というのが出てきている中で、貝塚の公民館はどうあるべきなのかということ、考えてもらっています。

事務局：先に説明しますと、答申というのは、公民館が審議委員に意見を求めているわけです。今回は2点、公民館の良いところ、それから公民館の今後ということで、皆さんで意見をまとめていただいて答申という形でもらうことになります。

市民の声として当然ホームページにも掲載されますし、市民はこういうことを求めているということで、答申に基づいて進んでいくことになると思います。

公民館を利用している人の考えもしくはその先のことを見据えて、答申をいただくということは、非常に大きいことだと思います。

公民館を知らない人からは、「自分達だけが楽しんでいる」と言われることもありますが、やはりそうではなくて、市民の学びや文化活動ができる場所として大事なものだと思います。

市長も「家にこもりがちな人に公民館に来てもらって、市民の居場所になってほしい」という期待を寄せています。

公共マネジメントの件も、山手地区公民館の外壁改修工事をしたというのも、「後40年間は公民館として施設を維持してほしい」ということで、市の考えとしては単に人さえ集めれば良いという考えではないということの現れだと思います。

他の部署でも、議会で例えば介護やデジタルデバイトの問題の質問が出れば「それは公民館でやっています」と答弁したりしています。

公民館は、子どもの居場所づくりや、夏の子ども講座、子育てネットの活動 学習の集いの場などいろんな課題や年齢層に合わせて、取り組みを続けてきました。

「公民館は誰が来てもいいよ、ここで勉強していいよ」ということで取り組んできた、公民館は決して趣味だけの場ではない、その重要さを評価していただいて、答申を出していただければと思います。

委員：前回の公民館運営審議会でも言ったのですが、私は蕎原という場所に住んでいるのですが、ここの地域性を考えたら、山手地区公民館があるけれどそこに出かけようという意識が向いていかない

以前に公民館の方が地域に出向いてくれたときに「公民館ではこんなことをやっています」とお知らせしていただいたんですが、結局はそれを聞いてもそこまで出かけていく手段もないんです。ある方に、「公民館まつりなどイベント開催の場合など、バスを出してもらったらいいんじゃないか」と言われたんですが、それもありませんでした。

だから、公民館のアピールということで、町会館とかを使って講座をやっていただくのは良いことだと思います。

事務局：出前講座では落語とかやってもらったりしていますし、「まちのすぐれもの」という文化系やスポーツ系などの特技を登録してもらう制度もあるので活用していただければ良いと思います。出かけていくことも仕事なので。

委員：今回、答申ということで委員の意見を聞いているわけです。しかし、常日頃からずっと市民に接してるのは職員ですよね。職員が一番市民からどういう要望があるか、市民がしてほしいことについて理解していますね。

副委員長：市長は市民の代表なわけだから、市の内部事情だけを見ているわけにはいかないと思います。もちろん市の組織や職員も大事だけど、市民も大事にしていかなければいけないですよ。

事務局：みんなで考えていくものなのかなというふうに思いますね。その最たるものがこの公民館運営審議会での議論なのかなと思います

事務局：〇〇委員に心配していただけてますが、この職場はやりたいことをやれるんですよ。自分の発想力とか、何がポイントなのか、今こんなことを皆で話したいなとかを考えて仕事ができる職場です。

委員：それでも1年や2年で（職員が）コロコロ変えられたらできないですよ。

事務局：また次の人に残していく、逆に新しい視点が得られるということもあります。だから「公民館のあゆみ」という冊子を作って、職員の思いをつないでいこうとしています。

市民からのいろいろな要望などはあるけれど、仕事の内容としては、幸せな仕事だなというのは、職員は多分同じ考えではないかと思います。

事務局：ただ本庁の業務にも、実は公民館のノウハウってすごく必要だと思うんです。私は社会教育課から福祉部局に行ったのですが、福祉部局ではマニュアルがありまして、市民が相談に来た時もマニュアルに沿って案内をする。

でもしんどい思いをしてる人たちっていうのは、居場所が必要なんですよね。

もちろん福祉的な措置が絶対に必要だけれども、それ以外に心のよりどころであったりとか、仲間であったりとか自分自身が前向きになることが必要なんだと思います。

公民館に来る人たちはすごく前向きに活動している方が多いですよ。だから国は今まで後ろ向きにしか考えられなかった人たちを前向きにする場所として、公民館に期待しているところがあります。

福祉だけでなく、都市計画や土木、農業についても農村活性化など、いろんなところで期待されてるわけなんです。

だけど市役所本庁では、入ってすぐ福祉や建築などいろいろな場所に行って、マニュアルに沿ったことしかできなくて、第3の選択肢として公民館があるっていうことを知らない職員が多いんですよ。

マニュアル以外に市民に対して「こんなことがあるから学んでみましょう、一緒にやりましょう」と案内できるノウハウがあれば、本庁の業務も良くなる場所があるし、それを国も求めているところです。

ただ、今は市役所ではそういう状況になっていないということで、委員長が市役所に入った職員たちが、公民館にまず来て公民館で市民と対話することを学んだ上で、本庁に配属されたら、「公民館でこんなことやっているから、行ってみたら」という感じで案内できるのではないかと提案していると思います。

委員：それでも個人的には、公民館の職員は社会教育主事としての専門性を持ってもらいたいということがあります。オールマイティでなくても構わないんです。

事務局：もちろんそうです。公民館としての専門的な視点で、職員が市民と関わっていくには、短いスパンでは絶対にできないことが多いので、長いスパンで見なければならぬ部分では、やはり専門的に長く関わる職員が必要ということですよ。

副委員長：最近、市役所の対応が以前と比べて冷たいという声は聞きます。民生委員をやっていて、窓口がロボット化されているということをよく聞きます。

事務局：ガチガチにマニュアル化されてしまうというのもわかるんです。市民に問い合わせられたときに説明できるものがないと対応が難しい。ある程度経験のある職員は市民の雰囲気などで対応できますが、新人だと大変だと思います。

委員：先ほど10年ぐらいで答申していくと言われていましたね。

10年の間にいろいろなことが変わってきて、進んでいますよね。さっきもらった資料にも高齢化率が3割になって、20年前から倍になっている、それで当然起こってくる問題みたいなものもあるわけですね。それに対して、どういう答申していくのかということも必要ですね。

時代に即したというか、子育てなども変わってきているので、そうした事柄を入れていかないといけないと思います。

副委員長：今利用者が決められているし、貝塚市も広いから、〇〇委員が言われたように遠いところに住んで、なかなか公民館に行くことができない人など、そういうところへのアクセスも考えているということをアピールしていかないとだめですね。使いやすい人だけが公民館を使っているというようなイメージになってしまうのはいけないと思います。

委員：公民館が充実するとなると、浜手地区公民館や山手地区公民館にあった、市民課の窓口をやめてしまったのは残念でしたね。費用の問題もあるのかもしれないけど、市民は助かってたんですけどね。

事務局：あれはマイナンバーの促進という側面もあるんです。

委員：私の主人は山手地区公民館の市民窓口サービスで働いていたんです。そうしたら、地域の人間なので、来た人達がみんな親しく話しかけてくれて、そこでいろんな話をするんです。そんな場所を無くしてしまうと、こういう地域でのお付き合いというのができなくなるんです。本庁だとそういう話はできないです。

今、全てがそうですよね、学校教育でもそうです。学校の中でも、やはり地域に根ざしてないという感じ。違うところから来た人は地域がわからないから、なかなか大変だと思います。

事務局：そうしたら、時間になりましたので、これで終わりたいと思います。

皆さんの意見としては、公民館というのは無くなったらだめだということだったと思います。

今の貝塚公民館には他にない良いものがあるので、そこは無くしてはいけないということで、元気が出る場所、そしていろんな人が集える居場所であるべきだというお話があったのと、職員体制も長く関われる専門的な職員が必要という話もあったと思います。

逆に本庁には今市民と対話できる人がいないということもあって、本庁との関わりというのにも必要だというお話と、公民館へのアクセスしやすさ、公民館に来たくても来れない人たちの居場所をどういうふうに作っていくのか、どういう工夫をして公民館に来てもらえるのかというお話があったと思います。

委員：そんなアンケートを取ったことはありますか。

事務局：数年前に一度取りました。でも大体想像がつく範囲の回答内容だったと思います。そのとき公民館運営審議会からは少ないパーセンテージのところの理由も探ってみたらと言われました。

もう一点、〇〇委員が言っていた社会教育主事のお話ですが、貝塚市では社会教育課で2年に一度予算立てをしていて、他の社会教育施設も含めて順繰りで主事講習に行けるようになっているので、まだ他のところより専門性は確保できていると思います。

副委員長：それは伝統ですね。こうしたことが今も続くのは、先輩達の努力があったからですね。貝塚市立公民館が全国的に珍しいと言われるのは、これまでの社会教育主事さんが頑張っていたからなので、こうした伝統は継続させていかないとはいけませんね。前回の資料の中にも、専門性の確保についての提示がされてるんですね。答申では職員の意見も欲しいと思います。

事務局：ありがとうございました。

◎全体まとめ

委員長：限られた時間ではありましたが、グループトークの内容についてそれぞれの担当から簡単に報告をお願いします。

中央公民館長：（A班の報告）A班では、委員長のたたき台の中で、特に職員体制と地域学校協働活動の話が中心になりました。

職員体制のところでは、専門性があることで、今の貝塚公民館の人員の体制が維持できているのではないかという話になりました。危惧するところは、専門性が失われていく、維持できないということになると、職員なら誰でも良いということになってしまい人員整備につながってしまう恐れがある。他市の公民館を見るとそういうことがいえるのではないかという話がでました。

一方、専門性と言うけれども、館長や館長補佐はわかるけれど、誰が資格を持った人か目で見てはわからないので、そういうことが明確にわかるようにするべきではないかという話になりました。例えば、名札・バッジをつけるなど社会教育主事の資格を持っているとわかるようにするのも一つだという提案がありました。

それから、地域学校協働活動については、これから公民館が生き残っていく上では、学校と一体になって活動していくということが重要になってくるだろう。例えば学校に対して、決まった日に部活動として公民館の部屋を使って貰って良いと宣伝して、公民館を開放する。その中で公民館にはこういう指導できる人がいますよといった人材を繋いでいく必要があるのではないかという提案がありました。それにはいろいろ

と責任を伴うことが出てくるので難しい話ではありますが、今後そういったことを考えていかなければならないのではないかという話になりました。

事務局：（B班の報告）まず、公民館の在り方ということで、やはり公民館をなくしてはいけないということがB班の皆さんの思いだったかと思います。

その中で、他県や他市の状況を見ても、貝塚市の公民館は当たり前でないことをしているという意見がありました。他の皆さんは、公共施設にサービスを受けるために行くのですが、そうではなくて貝塚市の公民館で当たり前だと思って活動していたことが、実は特殊なことであったということをもっとアピールしていくべきではないかということと、答申するにあたってはいろんな公民館の良さを市長や議会などにアピールしていかなければならないという話もありました。

職員体制についてもいろいろ話が出ました。もちろん本庁の職員が異動してくる良さというものもあるのですが、そこには長く関わる職員が必要で、専門性をもった職員が必要であるということと、いろいろな人から「こんなことがしたい」と相談や意見があった場合、その要望や要求を吸い上げてくれる職員が必要だという話もありました。

一方では、本庁との関わりも必要で、現在本庁の職員がロボット化している、冷たいという意見もよく聞かれる中で、まず職員は公民館の職員とか公民館に関わったうえで、本庁に配属されて市民と関わりをもつことが必要ではないかという話もありました。

また、使いやすい人が使っているというイメージが公民館にはありがちですが、そうではなく公民館というところはいろんな人が使ってとても有益な場所である、みんなが使うことができる場所であるということをもっと答申を通じて広めていかなければという意見がありました。

委員長：ありがとうございました。限られた時間で、しかもいきなり今日お見せした資料だったので少し難しかったかと思います。

次回以降もこのたたき台をもとに、ご意見をいただくようにして進めていくということはどうでしょうか。新しいものを出すより、とりあえずこのたたき台について何回か意見をいただければと考えています。委員の皆さんでこういう項目がないとかこういう視点が欠けているのではないかということをごひ言っただいて、最終的にもっと膨らんだ答申を出していかないといけないと思います。

文章だけではということがあるので、ビジュアル的になっていたり、具体的な例が入っていたり、例えばガラクタクラブのコラムがあったりなどしていかないと、なかなか他のところに浸透していかないと思います。

今回は具体例として、もっと長く続いているものがあるのではないかと、専門職の関わりとしてあの時職員にこう言われたことが良かったなどのエピソード、そういったことを心にとめて発言いただければ良いと思います。最終的にはそういうものが、一番説得力があるのだと思います。

先ほど冒頭で中央公民館長がおっしゃったとおり、我々は専門職が大事だと言っていますが、「誰が専門職なのか市民から見てもわからない」とか「専門職の人が言っていることとそうではない人との違いは何か」など、鋭いご意見もあって、その辺は確かに全然わからないなと思いました。形として目に見えるものを作っていくということも提言する必要があるなということを私自身は一番感じました。

諮問事項については以上とさせていただきます。次回以降、諮問事項についてはこのように進めていきますので、先ほど申し上げたようにご意見などまとめていただければと思います。

●案件3. その他

委員長：それでは、案件3 その他について、事務局、委員の皆様の中で何かありましたら、お願いします。

中央公民館長：その他についてですが、今年度の近畿公民館大会についてご報告させていただきます。資料の方も最初に配らせていただいています。

今年度は10月30日、水曜日に、奈良県奈良市の奈良県コンベンションセンターで近畿公民館大会が開催されます。

テーマは、「今求められている公民館の役割」、サブテーマで「人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として」というものをテーマにして開催されます。

今年の大会には、公民館運営審議会の委員からは、萩原委員長、黒井副委員長、高山委員、山本委員、久禮委員、文野委員の6名の委員が参加していただけると伺っています。

事務局からは、中央公民館長、浜手地区公民館長、中央公民館館長補佐、中央公民館主査の4名が参加します。その他公民館の職員ということで3名が参加、合計で13名が今年参加いただけるという予定になっております。

なお、当日の会場までの道順と集合場所については事務局の方からご説明させていただきます。

事務局：まず、奈良県のコンベンションセンターまでですが、最寄り駅は近鉄奈良線の新大宮になります。近鉄奈良駅が終点ですが、その1つ手前の駅になります。新大宮駅を降りていただきまして、南側に行ってもらったら、大きな道にあたります。そこを右に曲がってしばらく道沿いを歩き、佐保川という川を渡ります。川を渡ってまっすぐ行くと市役所東という曲がり角があるかと思うので、その曲がり角を曲がってしばらく行くと奈良県のコンベンションセンターに至ります。奈良県のコンベンションセンターは南に向いて右手に見えてくるはずですが、その右手のコンベンションセンターを少し超えたところに天平広場があります。それが裏面になります。天平広場には木製の屋根がかかっているはずですが、その広場には屋外の2階へあがる階段がありますので、その辺りを集合場所にしたいと考えています。入口は混雑しているかと思うので、こちらの集合場所が一番わかりやすいかと思うので、皆さん

集まっていただいて、受付会場の方へ行きたいと思っています。よろしくお願いします。(集合時間は追って連絡)

中央公民館長：次回の審議会ですが、10月下旬ということで調整させていただきたいと思います。後日委員の皆さまにはご連絡さしあげますので、その時にご都合をお伺いできればと思います。次回は10月下旬ということでよろしくお願いいたします。

《閉会》